別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八　教育職俸給表㈠の適用を受ける事務官等のうち再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校	人	人	人	人	二人

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の防衛省職員給与施行規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

○防衛省令第八号

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第四十四条第四項の規定に基づき、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　防衛大臣　中谷　元

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則の一部を改正する省令

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二を次のように改める。

第十八条の二　防衛研究所に、研究幹事一人を置く。

2　研究幹事は、教官をもつて充てる。

3　研究幹事は、自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究及び幹部自衛官その他の幹部職員の研修について所長を助け、事務を整理する。

第十九条中「戦史研究センター」の下に「並びに特別研究官二人」を加える。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　特別研究官は、教官をもつて充てる。

2　特別研究官は、所長の命を受け、次に掲げる事務を分掌する。

一　自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究に係る国際的な交流に関すること。

二　図書に関すること。

三　自衛隊の管理及び運営に関する政策シミュレーションに関すること。

第二十二条の二を削る。

第二十三条第二項を次のように改める。

2　所員及び助手は、政策研究部、理論研究部、地域研究部、教育部若しくは戦史研究センター又は特別研究官の下のいずれかに属するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第九号

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十四条の規定に基づき、地方防衛局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　防衛大臣　中谷　元

地方防衛局組織規則の一部を改正する省令

地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「北関東防衛局」の下に「、近畿中部防衛局」を加える。

第七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　近畿中部防衛局管理部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第六号まで、第七号（総務部の所掌に属するものを除く。）及び第八号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。

第十条第二項中「北関東防衛局」の下に「、近畿中部防衛局」を加える。

4　近畿中部防衛局の業務課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号、第三号（総務部の所掌に属するものを除く。）並びに第四号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

附則第六条中「北関東防衛局」の下に「、近畿中部防衛局」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第十号

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第六項の規定に基づき、防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　防衛大臣　中谷　元

防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部を改正する省令

防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三看護学科に設ける講座の項中「二〇」を「三〇」に、「八」を「一二」に改め、同表合計の項中「一〇〇」を「一一〇」に、「八六」を「九〇」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第五号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月十日　会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百五十四人」を「千二百五十一人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

人事院規則一―五―一七

人事院規則一―五（特別職）の一部を改正する人事院規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―五（特別職）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年四月十日　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―五（特別職）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「（三人）」を「（四人）」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。